

第 22 期第 12 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 4 年 10 月 13 日

第22期 第12回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年10月13日(木) 午後2時から

2 場 所 静岡県庁別館20階 第一会議室B(静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 諮問事項

- ア 小型機船底びき網漁業手繰第3種漁業(貝けた網漁業)について 資料1
イ 静岡県資源管理方針の変更について(別紙1-6くろまぐろ(大型魚)、
3-11ぶり)、知事管理漁獲可能量の変更について(くろまぐろ(大型魚)) 資料2

(2) 協議事項

- 漁業権の一斉切替に関する要望調査について 資料3

(3) 報告事項

- ア シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行について 資料4
イ 全国海区漁業調整委員会連合会 令和5年度要望事項ほかについて 資料5
ウ 静岡海区漁業調整委員会規程の一部改正について 資料6
エ 一都三県連合海区漁業調整委員会について 資料7
オ 令和4管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)の知事管理漁獲可能量の変
更について(期間繰越) 資料8

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	橋ヶ谷善彦	西原 忠	原 剛
	日吉 直人	金指 治幸	内山 希人	渡邊 俊了
	高田 充朗	安間 英雄	李 銀姫	三浦 綾子
	影山 佳之			
Web参加委員	鈴木 伸洋	田口さつき	眞鍋 淳子	
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	松山 創	山田 博一	永倉 靖大	
事務局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第12回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、鈴木伸洋委員、田口委員、眞鍋委員は、Webで御参加いただいております。

また、会場換気のため、窓を少し開けさせていただいておりますが、御理解、御協力願います。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話し願います。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。

それでは鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自分の所属とお名前を述べから御発言いただきたいと思っております。

それでは私からです。伊豆漁協所属の鈴木です。

9月の16日にイセエビ漁が解禁となりました。天候が悪く、出漁日数も少なかったようで、伊豆漁協の中で獲れ高が一番二番を争う須崎地区は、まだ口開けもしていない状況の中で、今後天候が安定してどれだけの水揚げがあるか期待をするんですけども、今後の状況は見当が付きません。

稲取のキンメ漁は相変わらず魚体の小さいものが多く、イセエビと同じく天候不順で、出漁する船が、一日4、5隻程度。そんな状態なのでもちろん水揚げも少ないし、漁協としては非常に厳しい状況です。私の方は以上です。

それでは西原委員お願いします。

○西原委員

南駿河湾漁協所属の西原です。うちのところは、会長からも報告があったように、9月、10月と天候不順で出漁日数が極端に少ないです。その中でも、天竜沖のキンメ、金州のキンメについては潮の速い状況が続いているということで、9月は2~3回の出漁でした。9月に発生した2つの台風の影響もありました。

シラスも相変わらず遠州灘の方は不漁で、まとまった量が揚がりませんでした。

この前の9月の台風で、南駿河湾の4漁協は、大井川と安倍川から出た流木の処理で、地頭方支所は特に被害がひどくて、重機2台、ダンプカー3台、フォークリフト2台で、漁業者4~50人が2日半かかって、やっと港内の流木を片付けました。

全体的にみて、量は少ないんですが、単価に助けられているという状況です。

うちの所も9月の16日に、イセエビ漁が解禁となりまして、悪天候で当初の予定から過ぎて、23日、24日頃まで出漁が延期となりました。当初は1t半くらいの漁獲で、今年の傾向として、小さいエビの方が値が良い。最初は5,500円くらいのが今は6,000円を超えています。小、中、大、特大とありますが、小が特に高いです。うちの方で6千円台の値が出るというのは、聞いたことがありません。少ない水揚げでもなんとかこなっています。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。遠州灘のシラス漁は、西原委員が言われたとおり、不漁でございます。天候不順で1週間ほど休んで期待をするんですが、その時はちょこっとは獲れるのですが、次の日は天候不順で出られない状態で、1日出て、2日3日休む、そのような状態です。

また、燃料の高騰でなかなか出漁ができないような状態で

す。

それから、浜名湖ですが、10月のひと月はアサリの採貝を禁漁としました。その代わり、週3日、ハマグリ漁を1人1日10kgという規制でやっております。なんとか10kg獲れるんですが、生活の足しにはあまりならないような感じです。ノリもだんだんと準備が始まっております。以上です。

○金指委員

沼津の内浦漁協の金指です。まき網については、皆さんがおっしゃったように天候不良で出漁が限られましたけれども、幸い9月の16日から始まった瀬の解禁で、マサバの250gから350gの中型のものが日に50tくらい獲れております。10月に入ってもそれが続いているんですが、月夜休みと、昨日、今日の天候不良でこの先の漁模様は出漁してみないとわからない状況です。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。10月からフグが解禁となりましたので、2日間出ました。漁模様は去年よりは全然良くて、初日に415kg、本数386本です。高値が5,100円、底値が1,400円で、平均2,600円くらいです。大きさは、皆さん浅い所を狙ってやったので、ものは小さいです。それでも700g以下で出されるものはほとんどなくて、全体的に魚体は良いです。昨日は380本で本数はあまり変わりませんが、キロ数は460kg。魚体は少し大きいです。高値が5,370円、安値が約2,000円。平均も3,300円で初日より800円くらい高いです。平均重量が1.2kg。今年は近年にない良い状況です。サバフグの被害もほとんどなくて、良いスタートを切りました。以上です。

○原委員

由比漁協の原です。定置網ですが、1日数百kg程度の水揚げしかなくて、安い魚が多くて、ほとんど毎日そんな状態です。ひき網ですが、3日休んでは1日出る状態で、少し獲れたと思ったら、速い潮が通って、次の日行ったら全く反応がない状態で、湾内の由比地区清水地区の漁は、近年にない不漁の状態です。シラス漁に行った船も、富士川から一周回って帰ってきただけで、ほとんど水揚げがない状態です。

サクラエビは、来月解禁になりますが、ちょうど今役員会

をやっていて、今度の秋漁の操業規制をどうするか協議してきたところです。以上です。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメに関しては会長が言われたように、小さいものが少し揚がる程度でした。天候不良で沖に行く船も少なく、一本釣りの商売は厳しいような状況です。イセエビの刺網ですが、解禁以降、去年より水温が高いのか、先週はある程度の量があったようです。単価も去年から比べたら良い状況でした。

港の周りでは沖に行けない船がカマス漁をやるんですが、少し前に川の水が出て水が濁って、水カマス、油カマスが姿を消したんですが、ここに来て油カマスが獲れている状況です。川の水が出て以来、その周りではサバフグが出てきて、道具の被害が出ていると聞きます。以上です。

○日吉委員

伊東の定置の日吉です。私の所では、かわばりと言って、15年ぶりくらいの設置直しをやっていて休漁しているんですけども、由比の方では原委員の方から、少ないと言う話がありましたが、伊豆の東海岸の方ではちょっと量が出てきて、サバやソウダガツオがある程度獲れ始めました。2～3日前からキハダが熱海の定置に大量に入り始めたりして良かったなあと思っていたんですが、今日来るときクロマグロ日報を見たら、昨日、伊豆東海岸と駿河湾でクロマグロのリリースが2,276匹であったと。キハダマグロと一緒にでかいナブラが来たなあ。小さいクロマグロが相当な量静岡に押し寄せてくるんじゃないかと心配しています。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバ漁ですが、8月は水温が29℃台、9月は29℃台、10月に入って火曜日の水温が24.3℃ほどです。水温と同時に漁獲量も下がりました、火曜日の漁は、おもちゃの竿とリールで釣ったゴマサバが2匹だけ。皆さんおっしゃったように天候のこともあるんですけども、水温が下がると同時に深い所に大分大きな反応が生まれて、それが何の魚かという問題になって、私どもの棒受網では水深15mくらいまでしか届かないものですから、わからなくて。先日2匹だけ釣れたゴマサバの胃の内容物を調べた

ら、胃は空っぽでした。その前の10月2日の航海で、その時獲れたサバの胃の内容物を調べたら、自分たちが撒いたコマセ以外に出てきたのが、体長10mmくらいの小さな稚魚がたった1匹。その稚魚を水技研に調べてもらったら、ソウダガツオの稚魚だと言うことで、じゃああの大きな反応はソウダガツオだったのかということとそうではなくて、魚群探知機の周波数、反応の映り方を水技研で解析してもらったら、浮き袋があってある程度の体長がある魚だということ、その反応が三宅島から、利島、大島あたりまで出るんですけども、何かわからない。できましたらこれを駿河丸で調査していただけるとありがたいんですけども。今、安良里の豊幸丸がサンマ漁に行きまして、伊東の船も廃業があって、今動いているのが私どもの船だけなんで他からの詳しい情報が無くてですね、駿河丸が出て調査していただけるとありがたいです。以上です。

○鈴木会長

皆さんどうもありがとうございます。前回、前々回と比べて、フグにしろ、石花海のサバにしろ、良い話が出たというのは本当に嬉しいことで、次回2箇所だけではなくて、3箇所も4箇所も漁が出たという話を聞きたいものです。

○鈴木伸洋委員

鈴木会長、少しお聞きしたことがあるのですがよろしいでしょうか。

○鈴木会長

はい、どうぞ。

○鈴木伸洋委員

今、皆様の話を聞いていて思ったんですけども、ここ5年以上黒潮の大蛇行が続いていますが、今年は潮が速い速いと言う話を前回から聞いているんですが、やはりここ5年くらいの中で一番速いというように考えられるのか、もしおわかりなら教えていただきたいのですが。

○鈴木会長

私も随分船に乗って沖には出ていないんですけども、キンメ漁に関して仲間から聞いた話だと、ここ4、5年のうち、一番速い潮であるのは確かです。速いところだと3ノット以上の潮が流れていると。なのでキンメのような深海の魚

を狙うには潮が速すぎて仕事にならないというのが現状です。

○鈴木伸洋委員

ありがとうございました。駿河湾の中の、栄養塩のことを考えると、潮が速いことや大蛇行の影響も出てきているんじゃないのかと思ったものですから質問させていただきました。ありがとうございました。

○鈴木会長

補足ですけれども、伊豆半島は海藻がみんな磯焼けでやられています。我々も黒潮の影響で高い水温が入り込んだことが原因だと思っています。

○鈴木伸洋委員

わかりました。ありがとうございます。

○鈴木会長

それでは、本日の議事録署名人を、安間委員と内山委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、(1) 諮問事項のA 小型機船底びき網漁業手操第3種漁業（貝けた網漁業）について、事務局から説明をお願いします。

○山田主査

小型機船底びき網漁業手操第3種漁業（貝けた網漁業）について御説明します。

資料の右上の図を御覧ください。貝けた網漁業は、図に示した貝けた網漁具を船で30分から1時間程度、水深5m程度の海域を網で曳いて行われています。1日の曳網回数は、5回程度となっています。漁具が海底に接触した状態で曳網されることから、小型機船底びき網漁業となっています。

貝けた網漁業の許可の取扱いについては、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針のうち、基本方針の中で「漁獲対象物が共同漁業権漁業の内容となり得るものであり、その発生状況が年により著しく変動があること等を考慮し短期許可

扱いとする」と規定しています。

許可の要望についてですが、令和4年9月28日付けで南駿河湾漁協から要望書が提出されております。

要望書について5ページを御覧ください。要望内容としては、操業区域が吉田町地先である共第18号共同漁業権漁場内で、ハマグリを漁獲対象として、令和4年12月7日から令和5年3月20日までの操業を、昨年と同じ2隻で行いたいというものです。

1ページにお戻りください。

許可の要望についての2ポツ目になりますが、要望書は昨年と同様の内容で許可を受けたいとのことであり、資源状態に大きな変化がなければ許可を行うことができる範囲のものと考えます。

対象魚種であるハマグリ漁獲状況についてですが、グラフを御覧ください。棒グラフは漁獲量を、折れ線グラフは1日、1隻当りの漁獲量を示しています。ここでは、1日、1隻当りの漁獲量を単位努力量あたりの漁獲量、CPUEとします。横軸には年を、縦軸については左が漁獲量を、右がCPUEとなっています。

平成19年以降については、漁獲量が概ね2tを超え、CPUEは15kgを超えています。また、令和3年の漁獲量は6,292kgで昭和54年以降で最も多く、CPUEも62.3kg/日・隻と高い状況です。昭和の終わりから平成10年代までに比べて、平成19年以降では漁獲量、CPUEともに比較的高い値にあり、資源状態は良いものと考えられます。

次に2ページを御覧ください。令和元年以降の殻径組成の図を示しています。これを見ますと、各年ともサイズのピークは同じであり、大きな変化はありませんでした。

以上のことから南駿河湾漁協からの要望であるハマグリを漁獲対象とした貝けた網漁業の許可については、漁獲量、CPUEが高位であり、殻長にも大きな変化がないこと、長期的な過去のデータと比べると資源状態は比較的良いものと考えられることから、昨年と同様の許可を行いたいと考えています。

さらに、平成29年の許可から、ながらみ資源に影響を与えないよう、許可の条件にながらみの採捕禁止を付しており

ます。

続いて、2の諮問事項についてですが、貝けた網漁業の許可につきまして静岡県漁業調整規則第11条第3項に基づき、制限措置の内容及び許可または起業の認可を申請すべき期間を定めたいので、委員会の意見を承知したく諮問します。

制限措置では1から6の内容を規定しており、許可を申請すべき期間は令和4年11月1日から11月20日までとしたいと考えています。

案につきましては、告示案を示した4ページのとおりとなります。

また、静岡県漁業調整規則第15条第2項で漁業の許可について短い有効期間を設けるときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くことになっています。

先ほど説明しましたようにハマグリ資源状態は比較的良いものと考えられることから、操業の期間については要望のとおり令和4年12月7日から令和5年3月20日までと昨年と同様の期間とし、有効期間につきましては許可日から令和5年3月20日までとしたいと考えています。

3ページを御覧ください。許可に係る制限措置、申請すべき期間、有効期間を定めることについて、知事から静岡海区漁業調整委員会宛の諮問文になります。

参考までに6ページに許可証(案)を、7ページに操業実績の表を、8ページ以降に関係法令等を付けております。

説明については以上です。なお、公示文に軽微な修正があった場合は事務局に一任いただきたいと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、告示内容について御審議いただきたいと思います。と存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

はい、自分の所ではここ2年、水揚げが増えております。こ

れは貝けた網漁業が2隻だけですから、あとは陸から入って獲る人たちの分を入れると、なかなかの水揚げ量になっております。個人の水揚げの数量は統計がでておりません。本業の方は御前崎漁港に水揚げしたりするのですが、結構おかしにしたり、皆にあげたりという数もあるものですから、本当の水揚げの数字はわかりません。今年と去年と増えたわけですが、資源管理という点で見ますと、果たしてこのままで良いのか。隻数も制限なしとありますけれども、この状況を見て、新しくやりたいと言う人も出てきております。そういう場合、1日何kgまでといった制限が必要なのでは、という意見が組合内から出てきております。以上です。

○内山委員

はい、浜名の内山です。今年から浜名湖ではハマグリ漁獲を始めましたが、何分初めてなものですから、ハマグリの育成状態、どのくらいの期間でどのくらい大きくなるのか、全くわからない状態であります。ですから今、一人10kgまでという制限をしてやっているんですが、状況を聞きますと、やはり大きいハマグリを獲ると段々小さいものになるということなものですから。この育成について、影山委員わかりますでしょうか。

○影山委員

浜名湖のハマグリの保護増殖についてですが、明確なことはわからないのですが、ハマグリは成長するのにそれなりの時間が掛かるので、適正な価値の出るサイズになるには、4、5年などそれなりの年数を要すると思うんですよ。正確な情報を調べてこなかったものですから、成長、年齢、産卵、大きさといったことについては水産・海洋技術研究所でも把握できると思うので、どのような状況にあるか確認した上で、一定の制限をしながら漁獲していくことが必要かと思えます。

今回の議題については、このグラフを見て、地元でこれだけ獲れるのであれば、何とか獲りたいという声が出るのかと思っています。一方で2ページ目の殻径組成の大きさを見ると、去年の組成が少し大きい方に偏ってきているんですよ。小さい方の割合が少なくなっているんで、普通にいくと大きいものをたくさん獲れば、来年には大きいものが減っ

てきて、全体的には少し小さくなる可能性がある。小型化する可能性があるようなところを考慮しながら、操業することが必要だと思います。

資源管理だからといって獲らないというのが最善ではないので、大きいものが獲られずに死んでしまえば漁業に活用できないわけですから。余裕を持ちながら海の中の状況に合わせて、全体として漁獲を少し増やしてみる。そういうことを検討していく事も必要だと思います。それぞれの獲り方とか時期とか、そういうことも含めてですね。皆さんの合意ができる中で、取り組んでいくことならば、漁獲を少しずつ増やしていくというのも良いのではないかと思います。

○鈴木伸洋委員

よろしいでしょうか、鈴木でございます。

まず、今影山委員からお話があったとおりでと思うんですが、1ページの図1を見ますとですね、昭和50年代くらいはですね、明確とはいえないんですが、CPUEより漁獲量が上回ってますね。最近ではCPUEに伴って漁獲量が変動している。すなわちどんどん力をかければ、漁獲量が増えているということが一つです。それから2ページの殻径組成、例えば令和の3年を見ますと、このけた網だと5cm台でも十分に獲られてしまう、そういう漁業だということがわかりますよね。影山委員が言われたように、5cmというサイズは成熟サイズだと思うんですけども、本当は残しておきたいサイズだと、私個人的には考えております。すなわちこの漁業というのは、努力をすれば今のところは漁獲量が増えてくることは確かだけれども、その分やはり小型の貝というのがかなり獲られてしまうという漁業形態になっていることがありますので、そういうような意味ではかなり気をつけて漁業をしなければならぬということが明らかなのではないかなと思います。すなわち、ここではなかなか議論が難しいですが、私としてはこの一年間は今まで通りの漁業許可でよろしいと思いますが、この一年をかけてですね、影山委員が先ほど言われたように、水産・海洋技術研究所の科学的な知見も含めてですね、小型の貝を守るため、例えばあるサイズの貝は放流するとか、そういうやり方を導入していく。10kgで規制するというやり方よりは、体長を含めた規制をかけていっ

て今後資源を守っていくという方向に向いていくというのが、理想だと思っています。以上でございます。ありがとうございました。

○田口委員

田口です。よろしいでしょうか。

2隻の方がやっているということをお聞きしたんですけれども、その中で水揚げが漁協の共販を通らずに相対とかで売っていると言う心配もお聞きしたんですけれども、やはり漁業者の方が皆で今どれだけ獲れていて、どれだけの大きさかということを確認しながら漁業をしていく方が、やはり資源管理は話がうまく行くので、参加者を増やすか増やさないかの前に、皆で獲れた漁獲物の大きさを確認する雰囲気にした方が良いんじゃないかなと思うのと、それから先ほどもでた漁具制限についても徹底してやるということを規則に入れるのと、多分大きいものの方が沖にいると思うんですけれども、この水域は保護区にするとかですね、そういうような決めごとをもう少し細かく組合内で作って、ハマグリ部会などで管理するような仕組み作りをまずは試みたらどうかと思います。最近ですと、ブランドの魚とかブランドの貝などで、資源管理はこのようにやっています、ということとセットで売っていたりするんで、やはり明文化した規則というものがあつた方が、皆さん守りやすいですし、消費者にも訴えやすいと思います。以上です。

○眞鍋委員

すみません、眞鍋ですが教えていただけますか。

先ほど2か統の他に、陸から入っていく人たちもいるというようにおっしゃっていましたか。

○西原委員

はい、船びきが2か統だけで、あとは陸から入って、長靴を履いてかくわを使って獲る人がいます。その人数が漁協に確認しないとわかりませんが、制限されていないようです。

○眞鍋委員

そうしますと、例えば昭和54年ですとかは、CPUEよりも漁獲量が多いというのは、その漁獲量が多い部分が、そういう陸からの入つた方が獲つたということですか。

- 山田主査 眞鍋委員が見ておられる漁獲量のデータは、底びき網で獲ったものの漁獲量でして、陸から入って獲っている量については、ここのグラフには反映されていないです。
- 眞鍋委員 そうなんです。陸から入って獲っている方々は漁協に出荷しているとは限らないということで、その量は漁協は把握できていないということですか。
- 西原委員 そうですね、全量は把握できておりません。自家消費がほとんどです。どのくらいの量が獲られているのかも判断できません。
- 眞鍋委員 ありがとうございます。
- 山田主査 先ほど、ハマグリの大さの話が出ましたが、大ささについては全く制限がないわけではなくて、静岡県漁業調整規則の中で、30mm以下のものについては採捕禁止となっておりますので補足させていただきます。
- 西原委員 先ほど、鈴木伸洋委員からもお話をいただきましたが、この一年、この漁が続くような形で関心を持って、今後ハマグリ部会を作るのか検討して、漁業者一丸となって継続できるような方向で努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 鈴木会長 ただいま、ハマグリに関して、地元の西原委員から漁があることは良いことだけれども、漁があること自体が心配の種だというお話がありました。そういうことに関して、影山委員、鈴木委員などからいろいろな意見が出ましたけれども、漁期が12月からということで、それに対してこれから議論をしていくと、今年の漁期に間に合わないということで、鈴木委員が言われたように、この一年をかけて、今後どういう形にしていくかということ、事務局の中で頭をひねってもらって、来年度の許可に対して、いろいろな事を検討していきますというようなことを付け加えた許可を出す、とい

うことでいかがなものでしょうか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 それでは、諮問事項のア 小型機船底びき網漁業手続第3種漁業（貝けた網漁業）について、原案のとおり了承します。それでは次の議題に入る前に、10分間の休憩に入ります。よろしくお祈いします。

－休憩－

○鈴木会長 それでは議事を再開します。
続きまして、諮問事項のイ 静岡県資源管理方針の変更（別紙1-6 くらまぐる（大型魚）、3-11 ぶり）についてと、知事管理漁獲可能量の設定（くらまぐる（大型魚））について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査 事務局の松浦です。諮問事項イ 静岡県資源管理方針の変更について（別紙1-6 くらまぐる（大型魚）、3-11 ぶり）、それから、知事管理漁獲可能量の設定について（くらまぐる（大型魚））についてとなります。よろしくお祈いします。
座って説明させていただきます。お手元の資料2を御覧ください。

まず、概要です。1の資源管理方針の変更について、2ポツめから御説明します。農林水産大臣は漁業法第11条に基づいて「資源管理基本方針」、以下「国の基本方針」といいます、を、都道府県知事は漁業法第14条に基づき、国の基本方針に即した「都道府県資源管理方針」、以下「県方針」といいます、を定めることとしています。この、「県方針」には、県の中長期的資源管理の考え方を示した本体部分のほか、資源管理・資源評価の状況に応じ、魚種別に別紙1から3までを制定、公表することとなっています。

県方針の構造について、図示したものが資料20ページにございますので、20ページを御覧ください。

こちらが資源管理方針の概念図です。中央に資源管理方針の本体がございいますが、その右側、魚種別に管理手法を記載

した別紙を定めることとなっています。こちらは別紙1、別紙2、別紙3があり、今回、資源管理方針の変更対象となる魚種は別紙1のくろまぐろですが、こちら別紙1はTAC魚種となります。それから別紙3, 下の□で囲んだ中に複数の魚種、系群が記載されておりますが、その1つが今回追記となるブリが含まれています。なお、別紙2は該当する魚種がないため現在空きの状態です。

下の21ページには、資源管理方針及び協定の時間軸ベースにした概念図を載せてありますので後ほど御覧ください。

それでは、資料の1ページにお戻りください。1ページ真中の県方針別紙の分類として点線で囲んである部分を御覧ください。先ほどの概念図でも説明しましたが、県方針は別紙1と別紙2、別紙3に分かれております。別紙1はTAC魚種なのでくろまぐろが該当します。別紙2はTAC魚種以外で国のMSYベースの資源評価結果が公表され、かつ、資源管理の目標が定められた魚種ですが、ここに該当する魚種が現在無いため、別紙2は現在無しとなっております。最後に別紙3で、こちらは国の基本方針に資源管理の目標が定められていない、あるいは県独自で資源評価を行っている魚種となり、今回、ここにブリを追記します。

それでは、今回の方針変更の概要について、まず別紙1-6くろまぐろから御説明します。先の3月、4月の海区委にて、令和4管理年度の大型魚は資源管理の有効性を高めるために、漁船漁業等の知事管理区分を「期間別管理」から「漁業種類別管理」に変更する旨、御説明してまいりました。

「漁業種類別管理」は、具体的には漁船漁業等の内訳を「はえ縄漁業」、「ひき縄釣漁業」、「その他漁業」に分割し、「はえ縄漁業」及び「ひき縄釣漁業」については、漁獲可能期間を周年とせず、それぞれの主漁期に合わせ期間を限定するものです。

なお、そもそも自由漁業である「はえ縄漁業」及び「ひき縄釣漁業」を分離して管理いたしますので、それぞれを区別するための静岡海区の登録のための指示を発出しました。現在はそれぞれの漁法別に採捕者を分離し登録作業を行っています。

次に別紙3-11ブリについてです。ブリは新たなTAC管理

の検討が行われている魚種に該当します。国の MSY ベースに基づく資源評価結果が令和 4 年 1 月末に公表され、7 月には資源管理手法検討部会が開催されました。この部会には日吉委員も出席されています。しかし、現時点では資源管理の目標を定めたというところには至っておらず、国の基本方針には未記載で、国の基本方針に基づいて策定する県方針別紙 2 の対象となっていません。

一方で、現在漁業者が自主的資源管理に取り組む際の資源管理計画を、共済制度の関係で資源管理協定に移行する必要があります。協定に移行するには、まず、対象種が県方針に記載されている必要があるため、別紙 2 の記載前に、今回、別紙 3 にブリを追記しておきたいと考えています。

最後に、前回 3 月の方針改正の際に、いくつか字句の修正が必要な箇所が出てまいりましたのでそちらについても同時に修正をいたします。

変更の内容ですが、まず諮問文が 4 ページにございますので 4 ページを御覧ください。知事から海区会長あての資源管理方針変更の諮問分です。次に変更の内容を 5 ページ以降に新旧対照表として添付してございます。

変更内容について新旧表を基に御説明します。まず、本体部分の第 8 の中程に軽微な変更、系群名や魚種名が抜けている箇所を修正しております。次に第 8 の最後で別紙 3-11 としてブリを追記する旨明記しています。

6 ページを御覧ください。6 ページから 10 ページ頭にかけては別紙 1-6、くろまぐろ大型魚の変更について記載しています。変更について詳細説明は割愛いたしますが、変更概要は先ほど御説明したとおりです。最後に別紙 3-11 ぶりについて 10 ページに追記案の記載がございます。別紙 3 の規定の項目として第 1 から第 4 まで定めております。第 2 の資源管理の方向性については、ブリは現時点で資源評価結果が示されているものの、国の基本方針に資源管理の目標が定められておらず、記載されるまでの間、直近 5 年間の年間漁獲量の平均値を維持する旨記載しています。これ以外の書きぶりは他の別紙 3 の魚種と同様です。

11 ページ以降はただいま御説明した変更箇所の受け込み版となりますので後ほど御覧ください。

それでは、一度 2 ページにお戻りください。今回の変更については、既に水産庁の事前確認が済んでおり、諮問後、案について問題ない旨の答申をいただけた場合は、農林水産大臣に承認申請を行います。承認された後は令和 4 年 11 月 1 日までに県告示にて施行する予定です。

では次に (2) 令和 4 管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について(くろまぐろ (大型魚))について御説明します。

今回、資源管理方針の知事管理区分を変更したため、その分離に合わせ、漁船漁業等における区分ごとの数量を変更します。

まず、ア 年度当初の配分方法です。こちらの内容は、資源管理方針のくろまぐろ大型魚に記載されていますが、この考え方でそれぞれに数値を配分しています。

まず、県に当初配分された数量のうち概ね 8 割を「漁船漁業等」と「定置漁業」に配分。残りの概ね 2 割を「留保」とします。

次に、漁船漁業等に配分された数量のうち、「その他漁業(混獲分)」に 0.5t を配分し、採捕期間を周年とします。

最後に、残りを「はえ縄漁業」と「ひき縄釣漁業」に配分する。「ひき縄釣漁業」には、管理年度当初に静岡県全体に配分された数量の 1 割を配分し、「はえ縄漁業」には、漁船漁業等全体に配分された数量から、「その他漁業」及び「ひき縄釣漁業」の数量を減じた数量を配分する。一見すると何が何だかわからない方法かもしれませんが、これは漁船漁業等で管理区分が同一だった時代から、漁船漁業の漁業者間で取決めてきた配分ルールに従っています。

次に、年度当初以外の機会における配分方法です。国からの再配分や他県からの譲渡等があった場合は、配分量は別に定めることとし、事前に海区漁業調整委員会の意見を聴くこととしています。

以下に実際の配分数量案をお示ししています。くろまぐろ(大型魚)の県の漁獲可能量は当初が 14.5t で、その後、繰越しと再配分処理により、10 月 13 日現在 27.2t となっております。

現時点の知事管理区分と配分数量は以下のとおりとなっておりますが、今回の資源管理方針の変更を受け、また、配

分数量を先ほど御説明した方法で分けますと 3 ページにお示しした変更後の数量となります。

変更後の数量について 3 ページ上の表で御説明します。具体的には県の漁獲可能量全体で 27.2t のところ、漁船漁業等は 1 番上のカッコ①から③とありますところ。全体枠で 9.1t。その内訳として①漁船漁業等のうちはえ縄漁業、採捕期間は『12 月から翌年 3 月まで』が 7.1t。この対象漁業者は静岡海区指示により登録されたはえなわ漁業者です。次に②ひき縄釣漁業、採捕期間は『11 月から翌年 3 月まで』が 1.5t。こちらは静岡海区指示により登録されたひき縄釣漁業者が対象です。最後に③その他漁業。これははえ縄でもひき縄釣でもない漁業の混獲分を想定しており『周年』で 0.5t となっております。その下に、今回変更のない定置漁業と留保分がございます。

この知事管理区分の変更に伴う数量変更について、知事から海区会長あての諮問文を資料 18 ページに、先ほどの説明と同様の配分案を 19 ページに添付してございます。

知事管理漁獲可能量についての変更内容は以上です。

それでは 2 の諮問事項について、まず 1 資源管理方針の変更は、漁業法第 14 条第 9 項の規定に基づく静岡県資源管理方針の変更（本体及び別紙 1-6（くろまぐろ（大型魚））の一部変更、別紙 3-11（ぶり）の追加）について同条第 4 項の規定に基づき諮問いたします。次に 2 の特定水産資源の令和 4 管理年度の知事管理漁獲可能量の変更は、漁業法第 16 条第 1 項の規定に基づく特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））の知事管理漁獲可能量の変更について同条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。

なお、今回の案について軽微な変更があった場合につきましては事務局に修正を一任していただければと存じます。それでは御審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、従前から御説明してまいりました、くろまぐろ大型魚の漁船漁業等における管理区分の変更方法及び考え方について、それから、県方針別紙 3 に記載するブリの資源管理の内容について、御審議いただきたいと存じます。

○金指委員

はい。今回、クロマグロの30kg以上という話なんですけれども、漁船漁業の割り当てが、今度、はえ縄と一本釣りに分類されて、その他の漁業というものが0.5tという枠になっているんですけれども、そのあたりの経緯というのと、先ほど日吉委員が言われました、クロマグロが駿河湾にたくさん入っているのではないか、というお話がありましたが、30kg以上なのか、そうではない小型魚なのか教えていただきたいのですが。

○日吉委員

小型魚です。始末が悪いのが、ソウダガツオと一緒に入ってきているみたいなんです。小型魚なんでほぼ同じ魚体なんです。先ほど松浦さんに聞いたら、赤沢という漁場に400kg弱入ってきていると。小さいので売れないような状態です。食べても美味しくないし。ところが、ソウダガツオの方は相場が良いんですよ。全国的に獲れていないし、日本そばの出汁に必要不可欠ですから。先ほど松浦さんに聞いたら、網代の定置でキハダが獲れているということでしたけれども、今日操業停止にしてということなんです。もうメジが入り始めているから、もう網を開けたということだと思うんですよ。そういう状態です。

○金指委員

県まき網協会としては、目的操業は禁止しているということで、クロマグロに関してはやってはいないんですが、先般、瀬でやったときに、キハダが8本に、メジが80kgほど入った事例があるんで、この0.5tというその他の漁業の枠が心配だな、ということがあるので、どういう経緯でこうなったのか聞きたいです。サバを揚げたら、網の底にメジが入っている状態だったんで、放流もできないと言う事例がありました。

○松浦主査

今回の数量については、小型魚でどうしても混獲が出てしまうというのは承知していて、今の定置の話もそうなんですけれども、他の魚と魚影が似ているということもあり、その他の漁業について0.5tにした背景というのが、過去の実績の中で、小型魚を獲ってしまうというのはあったものの、大型

魚はなかったということと、操業自粛で、マグロのため網は使わないよ、というように聞いておりましたので、そのなかで目的採捕で何十トンも獲ることはないだろうということ、この数字にさせていただいております。

○金指委員

はい、わかりました。正直何が起こるかかわからないので、少しでも枠が増えたらと思ひまして質問させていただきました。

○日吉委員

大きいナブラが来ているので始末が悪いですよ。何十kg 単位なら小さい枠でも対応できるけど。サバを 50t とか獲っていれば、クロマグロもすぐ数トンいく可能性もありますもんね。定置ならまだ逃がしやすいけど、まき網では難しいですよ。

○金指委員

ただ、大型魚が来たわけではないということで少し安心はしました。

○鈴木会長

私も昨日見ましたけれど、頭を取るとペットボトルくらいの大きさ、ソウダガツオの方が大きいような、そんな感じでした。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

鈴木ですがよろしいでしょうか。松浦さんちょっと教えて欲しいのですが、留保について、計算上 11.9t というのはわかるんですが、留保の使い方について、どういう考え方なのか教えて欲しいのですが。

○松浦主査

はい、資料の 3 ページに留保についての記載があるんですが、現在留保が 11.9t あります。その中で概ね 2 割の本来留保が 2.4t を静岡県として持っていて、今一時的に令和 3 管理年度から、繰り越しと再配分でもらった漁船漁業等の留保として、9.5t が入っております。漁船漁業等の留保は、定置と同じように、定置と過去の基準年の比率に合わせて配分しており、定置は既に配分しておりますが、漁船漁業等に

についてはこういった作業をする前提でおりましたので、今一時的に9.5t入っております。これを漁船漁業分として、今回ではないですけれども今後の海区で配分方法の諮問をしていきたいと考えております。そうすると本来留保が2.4t余るんですけれども、資源管理方針の中にも書いてはあるんですが、県が留保を持つ目的というのが、元の枠を超さないようにとか、特に定置ではコントロールが難しいところで、枠の消化が進んできたときに、県が様子を見ながら配分をしますよ、となっておりますので、そういうときにこの2.4tはそれぞれの漁業の状況を見ながら県が配分をするという考え方でおります。以上です。

○鈴木伸洋委員

わかりました。要するに11.9tの数字の内訳が今言っていたいただいた事だと思っておりますけれども、例えば本来留保と漁船漁業等の留保のt数の備考として記載がありますけれども、例えば、このt数は漁船漁業等の調整に使う、このt数は定置網の調整に使うというようなことではなくて、全体の11.9tを、各漁業種類の状況を見ながら流動的に使うということによろしいんですか。

○松浦主査

そうではなくて、漁船漁業等の留保は、昨年度の国全体の残りを各県に配分してきたときに、静岡県にもっと枠がついたんですけれども、本来であればその時に、漁船と定置に分ける処理をするものだった。なので定置はもう既に繰り越しとか再配分の数字が入った6.2tとなっております。

○鈴木伸洋委員

定置の方はそういう処理をして6.2tという数字になっているということですね。

○松浦主査

はい。漁船漁業等は9.5tという数字だったんですけれども、その時はまだ、4月から10月と、11月から翌3月までの期間で分けていたので、今は処理しないで、この数字はちゃんと漁船漁業等の分として後で分けるので、一旦留保に入れさせてねということで、今留保枠に入っているという状態です。

○鈴木伸洋委員 そういう意味ですね。理解できました。ありがとうございました。

○李委員 1点質問があります。
別紙3に上げられている魚種なんですけれども、TACが検討されているけれども、『国では定められていない』ですとか、あるいは、県独自で資源評価する魚種ということで、ブリが今回、検討はされているけど目標は定められてない魚種ということですが、これに該当する魚種が他にどのようなものがあるのか、ということと、県独自で資源評価を行っている魚種は、今全部ここに入っている理解でよろしいでしょうか。

○松浦主査 まず、最初にブリについてはTAC候補だけではないというよりは、今、国の基本であるMSYベースで資源評価をしています。というのは、法改正後の漁業法の理念が大前提であるので、やれるものからMSYベースの資源評価をしていきます。けどまだ資源管理の目標が出ていませんという魚種について、ブリもそうなんですけれども、カタクチイワシとかウルメイワシとかが入っています。さらに、静岡県で独自評価している魚種が入っていますか、ということについては20ページ別紙3のところに記載の、トラフグの伊勢三河系群から、今回追加するブリまでが該当します。これは独自に資源評価をしている魚種が全て入っている訳ではないんですけれども、ストレートに言うと、共済の事業とかで対象になっている魚種を別紙3に入れておいて、資源管理協定にしていかなければならないという別の作業があるものですから、こちらの作業にのってくる魚種を今別紙3の中に入れていきます。

○李委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○田口委員 はい、田口です。松浦さんに教えていただきたいんですけども、17ページで新しくブリの法文が加わったんですが、ここの第3のところ、水産資源を採捕する者による協定の締結を促進し、というところなんですけれども、これは

既にあるものなんですか。

○松浦主査

あるものもあります。変な答え方になっているんですけども、漁業法が改正される前に TAC を管理していく上で、TAC 法に入っていた協定と、今、李先生から照会をいただいた、共済絡みの資源管理計画というものを漁業者さんが策定されているんですけども、その資源管理計画を同じ協定にしましょう、となったんですね。なので、協定はありますか、というと、TAC を守っていくための協定は1つあるんですけども、今ある資源管理計画というものを漁協さんが作ってその中で漁業者さんがやっているものが協定に移行したものは、まだない、という答えになります。

○田口委員

先ほど日吉委員がおっしゃっていたように、例えば小型のものは獲らないで欲しいということだったんですけども、逆に県から、すでにうちは小型と大型に分けて管理しているので、国も同じようにやってくださいというような言い方をしたら、国は聞いてくれるんでしょうか。そういうやり方で、まき網漁業者の資源を荒らすようなことへの有効打になるのかなと少し思ったのですが。

○日吉委員

小型魚については、今、田口委員がおっしゃったように、資源のことはとても大事で、定置協会ではいち早く国の TAC 制度に乗ると意思表示をしたと思うんですけども、裏側にあるのは魚価なんです。要は、ワラサとブリとかは魚価が良いですね、それより小さいサイズ、特に僕らが全量放流しても良いよと言っているのは小さいワカシサイズですね。資源管理には魚価が非常に大事だと思っているので、魚価が良くないものをたくさん獲るとするのは良くないと思っています。

○田口委員

はい、ありがとうございました。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは 諮問事項のイ 静岡県資源管理方針の変更（別紙 1-6 くろまぐろ（大型魚）、3-11 ぶり）についてと、知事管理漁獲可能量の設定（くろまぐろ（大型魚））について、原案のとおり了承します。

続きまして、協議事項 漁業権の一斉切替に関する要望調査について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

引き続き松浦から説明いたします。

令和 5 年度の漁業権免許の一斉切り替えに係る要望調査について、今回、各漁業県者から出された要望とその対処案について協議いたします。資料 3 をご覧ください。

1 ページの【漁業権漁業】につきましては、何度か御説明してまいりましたので、3 ポツ目の下線部のみ読み上げます。海面の漁業権は、令和 5 年 8 月 31 日をもって有効期限を迎えるため、令和 5 年 9 月 1 日付で免許を切り替える必要があります。漁業権の種類及び漁業権一覧は以下にお示ししたとおりです。

2 ページを御覧ください。

2 の要望事項の対応について、(1) 要望事項について、6 月の海区委で書面にて提出のあった漁業権の実態・要望調査の状況を御報告しましたが、現地にて聞き取り・基点調査を実施した上で、漁業権の活用状況及び要望事項等について整理いたしました。

最後に御説明します別紙 A3 横の表には、共同、区画及び定置漁業権について、漁業権の情報、漁場の利用状況、要望事項及び背景、県の対応案を記載してございます。今回、要望事項と聞き取り状況について説明後、皆様に協議していただきます。協議は漁場計画の策定のために行うもので、今回と次回海区の 2 回を予定しております。今回は協議の 1 回目となります。

(2) の今後の漁場計画策定についてです。県がどんな場所にどのような漁業権を設定するかを示すものが海区漁場計画になります。

協議の最終目的は漁場計画策定と申し上げましたが、漁場計画の策定については漁業法第 63 条に以下の様に定められています。抜粋です。

まず一つ目。それぞれの漁業権が、海区にかかる海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。これが大前提となります。

次に、「適切かつ有効」に活用されている漁業権、以下、「活用漁業権」といいます、があるときは、漁場計画策定時に、現在の漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（以下、「類似漁業権」という。）が設定されていること。

言葉が複数出てきていますが、これは、今ある漁業権を適切かつ有効に使っていれば、今と同じ内容の漁場計画を県が立てます、ということになります。

そして、今の説明に続く内容ですが、活用漁業権、つまり適切かつ有効に使われている漁業権が団体漁業権、これは共同漁業権又は漁協に免許している区画漁業権を指す言葉ですが、そうであるときは類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。これもややこしいですね。ひっくり返すと適切かつ有効に使われている漁業権は、現在漁協さんに免許しているものであれば、次も漁協さん管理前提で設定します、という意味です。

これが漁場計画策定の考え方ですが、この中に「漁場を適切かつ有効に利用」が出てきました。これはどういうことなのか、という検討を4月及び6月の海区委でさせていただき、その内容を以下に記載しております。(3)の1ポツ目、2ポツ目にありますように、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を利用している状況を、「適切かつ有効に漁場が活用されている」とし、該当するか否かについては、以下の破線で囲った事情を総合的に考慮します、ということで、破線の四角の上、「適切かつ有効に漁場を活用している」かどうかについては、静岡県では以下の事項をもとに総合的に判断します、といたしました。

なお、今回報告する全ての漁業権について、「適切かつ有効に漁場を活用している」という判断をしております。

(4) です。各漁業県者からの要望事項への対応について、県の案を別紙表にお示ししております。今からそちらについて御説明いたします。

それでは資料の最後の方に添付している、A3 横の資料を御覧ください。一番上から共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の順に添付してございます。

一番上の共同漁業権のページをもとに表の見方を御説明します。

まず一番左側に免許番号等の情報を載せてございます。①に免許番号、②に漁業県者名、③が漁場の位置、④が漁業の種類です。その隣、2 が漁場の利用状況です。適切かつ有効に漁場を利用しているか否かを記載しており、左から 6 月の海区で御報告した資源管理の状況等の報告状況、それから団体漁業権の場合は策定し点検を行うことになっている漁業生産力の発展のための計画の有無と対応状況、そして適切に漁場を利用しているか、有効に漁場を利用しているかをお示ししております。これらをもとに県が適切かつ有効に漁場を利用していると判断したものに○をつけております。

共同漁業権については 20 件全てが適切かつ有効に漁場を利用していると判断しております。

その右側に要望事項及び背景、そして要望調査後の対応を記載しております。この要望事項への対処をもとに、さらにその右側、県の案のところに、次回漁業権更新時に類似漁業権となるか否かをお示しし、対応案を記載しております。

それでは要望があった漁業権のみ要望と対処状況、そして漁場計画への反映の考え方を報告いたします。

まず、共第 1 号の要望です。基点第 4 号より北側へ新堤防の先端まで漁場区域を延長したいとのことでしたが、こちらは過去に漁業権を放棄した海域であり、延長にあたっては関係者との調整が必要です。これについて漁協さんと協議したところ要望を取り下げることとなりました。

次に共第 4 号の要望です。伊豆稲取支所からのもので、のり漁業の内容を細かく分けたいというもの。『のり』となっているものを、のり、はばのり、ふのりに分離したいという要望です。こちらについては販売実績がありましたので新規漁業種類を追加、操業方法が採藻と変わらないため類似漁業

権としたいと考えております。次に共第 8 号の伊豆漁協松崎支所からのもの。あんとかめ、なまこ漁業の追加です。こちらにも販売実績があり操業方法が変わらないため類似漁業権としたいと考えております。次に共第 10 号の伊豆漁協安良里支所からのもので表に記載のあるものを追加したいとのことでした。このうち、たこは自家消費にとどまるため追加せず、販売実績のあるものを追加したいと考えています。

それから、共第 11 号の伊豆漁協土肥支所。こちらは追加と削除の要望両方がございます。追加に対する対処は他と同じく実績があるものを追加します。また、現在の漁業種類から採捕実績や行使者が無いものを削除いたします。共第 13 号、こちらは内浦、静浦、沼津我入道、田子の浦漁協の 4 つの漁協が共有する漁業権ですが、静浦漁協が希望していたように漁業、内容はガンガゼを釣り餌等の用途で採捕し試験販売しているものですが、他の漁協との間で調整がつかず取下げとなりました。次に共第 16 号、清水漁協用宗支所の要望ですが、現在試験的に採捕販売し漁協商品としても正式に販売しているあかもくを追加いたします。

共第 18 号は南駿河湾漁協です。漁業種類にあかむし、いわむしという釣りの餌になるものが含まれておりましたが採捕実績がないことから今回削除することとなりました。最後に共第 20 号、浜名漁協については過去からなまこの採捕実績があったものの漁業権化しておりませんでした。漁業法改正で特定水産動植物に指定されたことから、漁業権魚種に追加いたします。

以上が共同漁業権です。次に区画漁業権について御説明します。区画漁業権については全て団体漁業権として漁協に免許しております。特区第 1 号から第 73 号までございます。表の見方は先ほどの共同漁業権と同様で、適切かつ有効に漁場を利用しているか否かについては、県の判定では全て○としております。なお、漁場環境の変化等により有効に漁場を利用できていないものについては、○ではなく※をつけており、そういった漁場は漁業権の継続希望をしない旨、漁協さんからうかがっております。

それでは、要望があった漁業権についてのみ御説明いたします。まず特区第 4 号の大熱海漁協について、現在のわかめ

養殖のほかにこんぶ、ひじきの追加を希望されました。背景としては海水温が高く養殖がうまくいかないため、わかめ以外の海藻も追加したいというものです。状況は承知しておりますが、現段階では実際に養殖して利益が出るかどうか判断できないため、試験養殖を行い実績を積むこととし、要望は取り下げとなりました。

次に特区第 18 号から 22 号までの、わかめ養殖の追加についてです。こちらは現在、内浦漁協の魚類養殖についての免許となっておりますが、内浦漁協が別の場所で行うわかめ養殖の規模を大きくしたいとのことでした。こちらについては、養殖方法が従来の小割式と異なり垂下式となるため、新規扱いとしたいと考えています。また、漁場の有効利用のため引き続き団体漁業権としたいと考えております。

それから特区第 24 号、これは内浦漁協でその下の特区第 25 号、こちらは静浦漁協の免許になりますが、両方とも漁場を有効に利用のところに※がついております。現在、潮の流れが速くなっており、漁場が養殖に適さなくなったとのことで、漁業権の継続希望なしとのことでしたので、漁場計画は樹立いたしません。

その他は一番下から 3 つ目、特区第 71 号の浜名漁協、はまち・たいの養殖ですが、こちらも環境の関係で漁場を有効に利用できずにおり、漁業権の継続希望なしとのことでしたので漁場計画は樹立いたしません。

最後に 3 枚目、定置漁業権についてです。定第 1 号から 16 号までをお示ししております。漁場の利用状況については記載のとおりです。今回の漁業権切替で変更があるものについて御説明しますが、定第 1 号につきましては、前回の漁業権切替時に漁場区域内で網の移動を計画しておりましたので、漁場区域を広めに設定しておりましたが、今回、移動が終わりましたので、本来の位置に縮小いたします。こちらについては、網の位置が現在と変わらないため類似漁業権として扱います。

次に定第 5 号です。現在網代漁業(株)さんに免許しております網代の赤石というところの定置網ですが、漁場を現在の場所から北東方面に移動したいという希望があり、新規として扱います。こちらにつきましては現在、地元地区と調整中

であり、調整がつけば今後、海上保安庁や港湾関係者と協議する予定です。

次に定第8号です。こちらは昨年、漁業権者であるという漁協さんが休業届を提出し、現在は知事の許可に基づき、(株)城ヶ崎海岸富戸定置網が操業しています。こちらについては、現在の操業者から漁業権を取得したい旨の要望が出ておりますので、新規として扱います。

次に仮で定第14号としている要望で全くの新規です。要望されている方は、現在、知事許可で小型定置網を営まれておりますが、このたび、より深い場所で操業したいとのことで、水深27mより深い場所の設置を希望されておりますので今後、海上保安庁、漁港関係者と協議した後、問題なければ新規として扱いたいと思います。

最後に定第16号ですが、こちらも昨年度、漁業権者である長谷川さんが休業届を提出し、現在は(株)酒井漁業が操業しております。現在の操業者から新規申請の要望が出ておりますので、そのように扱いたいと思います。

以上になります。

現時点での県の案について御協議ください。なお、今後のスケジュールを4ページに添付してございます。今回指摘事項がございましたら次回12月の海区でその対応について報告したいと存じます。

それでは、御協議のほど、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、漁業権の設定については非常に重要なものですから、皆様には、今回と次回の2回合わせて協議して頂きたいと思います。今回は、各漁協から上がって来た要望に対する県の対応案について、御協議いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

今回うれしいことに、静岡県下で新規の漁場を2つで操業したいという要望が出ているところなんですけれども、こ

の厳しい中で新規の漁場で計画を練っているので御協力をお願いします。

○鈴木会長

他にございませんか。

共同漁業権第4号は稲取なんですけれども、『のり』の内容を細かく分けたいという中で、以前細かく分けていなかったもので、河津地区で少しごたごたがありました。直売所ができて、自分のおかずとかで扱っていたものが、漁業者が獲ってきてそれを販売するようになったと。それを『はばのり』と『ふのり』ということで、新たに漁業権魚種として加えるということで、申請をいたしました。

他に漁業者委員からございませんか。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

はい、田口です。ちょっと教えていただきたいんですけども、共同漁業権の第10号のところなどもそうなんですけれども、販売実績があるから魚種の追加を認めるというようになっているんですけども、これは静岡県では昔からやってきた基準なのですか。

○松浦主査

そうですね。過去の記録を見ると、販売実績を出してくださいと依頼して、漁協さんからは直近の実績が提出されております。

○田口委員

販売実績のあるなしで魚種を追加するか、しないかという考え方をずっとされてきたということですね。ありがとうございました。

○李委員

以前も似たようなコメントをさせていただいたのですが、県の適切かつ有効の考え方ですよね。総合的に判断するという中で、点線で囲われた部分の中には、文化や伝統といった社会的な要素が欠けているかなというところが印象にありました。最近特に国際的にも話題になっているのが、今年は無網漁業と養殖業の国際年でもあり、この前もFAOの方で漁業委員会も開催されて、その中でも今、ツイッターなん

かでも流行っているのが、漁業管理をする立場の人たちが、漁業というのは単なる利益創出システムではないということをや前々からしっかりと理解できていれば、今までの漁業の失敗というものがなかったのだらうと思います。なので生産実績であったり生産額というものももちろん重要ですが、それ以外の漁業で得られるのはプライドであったり、生きがいであったり、そういう部分も含めるべきだなと考えています。特に欧米の漁業と違って日本の漁業は、私が好きな北の漁場の歌詞にもあるように、男の仕事場であり遊び場であり死に場である、というような、そういった部分が日本の漁業の特別な良いところだと思っています。これは県の判断の部分に欠けてくるので、是非、良かったら静岡県では、その他でもなく一項目を立てて、総合的判断をお願いしたいというコメントです。以上です。

○板橋局長

よろしいですか。

興味深い御提案ありがとうございます。具体的に、文化社会的な要素に関して想定されているものはございますか。

○李委員

それをどのように評価するという部分は難しいところなんですけれども、それを含めて一度議論をすることも必要だと考えています。具体的な何かがあるというわけではないんですけれども。

○板橋局長

そこはおいおい議論していくということですかね。

○李委員

おいおいというよりは、点線の中の記載については、少なくとも一つはあげておいて、具体的な判断をするような場になった場合には議論いただきたいということです。

○板橋局長

また検討させていただきます。

○影山委員

対応についての質問とか意見ではないのですが、養殖の関係で、今回ヒジキの要望が出ていて、まずは試験かなというお話ですが、前回確か別の所でヒジキの養殖についての話が出たと思うのですが、その後どうなのか教えていただきました。

いです。

○松浦主査

ヒアリングに行った時に、静浦のヒジキのその後はどうですか、という話をしましたので回答しますが、ちょっと苦戦しているとのこと。湾内だからかもしれないですが、いろいろとゴミのような物がついてしまうそうです。同じくやっているワカメについてもそのようなことがあるようです。

○田口委員

熱海の方のワカメ養殖の区画漁業権の特区第3号なんですけれども、海水温が高い場合、コンブも難しいんじゃないかと個人的には思ったんですけれども。

あと最近ブルーカーボンを売り買いするという話が、水産業の中で話題になっているみたいで、今までだったらアマモとかがブルーカーボンの役割をしてという話で、藻の方はブルーカーボンの役割がないというように言われていたんですけれども、最近もしかすると藻のネバネバが炭素固定しているのではないかという話になってきているんです。それで例えば漁協さんがブルーカーボンという形で養殖を試してみたいという場合、これは販売目的と見なされるんですか。

○板橋局長

田口先生の言われる販売目的というのは具体的にどういう意味でしょうか。

○田口委員

自分達がこれだけの規模の海藻養殖をするので、企業にお金をくださいというような取引みたいな形です。

○板橋局長

まず、藻類のブルーカーボンにつきましては、昨年11月くらいに日本ブルークレジット生産技術組合という国交省が認可した団体が、認定に関してのガイドラインを発表しています。例えば、カジメとかサガラメのような藻類に関しても、藻場の面積が拡大しているということと、そのくらいCO2を吸収するということが、例えば文献であったり、現場の試験で実態がわかれば、一定の認証率が算出されて、それに基づいて、ブルーカーボンの取引を行えるということにな

っています。ただ、それは養殖というよりかは増殖の方ですね。養殖でやった場合、結局養殖した藻類を採ってしまうということになるので、増殖とは違ってブルーカーボンの取引の対象とはなりにくいのかなと思っております。御質問にお答えできてますでしょうか。

○田口委員

はい。ただそれが今後、養殖も取引の対象として認められる場合は、それは積極的に認めてあげる方向なんでしょうか。

○板橋局長

まだ養殖が認められるかという状況自体がわからないので、今の段階でどうするかという検討はしていません

○田口委員

ありがとうございました。

○鈴木伸洋委員

鈴木ですが少しよいでしょうか。類似漁業権と活用漁業権という概念なんですけれども、今回の場合は、漁業の仕方が昔と変わらないというか、そのままなので類似漁業権という判断だと思うのですが、活用漁業権と類似漁業権というのは、漁業権の中でどのように分けられて定義されるのでしょうか。

○松浦主査

そもそも類似漁業権と活用漁業権は別の物なんです。話の中で、活用漁業権だからこれは類似漁業権として扱ったり、漁場計画を同じように立てますという説明をしてしまったのですけれども。

まず活用漁業権は漁業権を十分に活用しているかということで、適切かつ有効に使われている漁業権は活用漁業権、なので、良い使われ方をされてますね、というようなニュアンスです。今ある漁場計画で、どこにどんな内容で、どこの地区にどんな漁場区域で漁業権があります、というものと同じような漁場計画を新しく立てる場合に、その内容が類似漁業権になる。わかりにくいですが、別物です。別なんです、活用漁業権としてちゃんと漁業権を使っていた人は、漁業法改正の理念として、漁業権の優先順位は無くなったけれども、次の免許の時に同じような漁場計画、つまり類似漁業

権の計画を県が立てて、そこにちゃんと免許がされるようになっていきますよ、という、そういう流れの中で出てきた言葉になります。

○鈴木伸洋委員 活用漁業権と類似漁業権というのは、改正漁業法の中では活用漁業権の方が、より新しい漁業権にフィットしているのでしょうか。少なくとも今回の場合、活用漁業権としての概念で漁業許可の考え方はしなかったということで良いのでしょうか。

○松浦主査 今ある漁業権については、基本的に全部活用漁業権です。次に免許をするときに、継続してやりたいですよ、というものについては全部活用漁業権という考え方で判定しております。

○鈴木伸洋委員 なるほど、いわゆる漁場の適切かつ有効な利用という大きな概念がありますよね。それに適しているという判断の下で、判断をしたということで良いですね。

○松浦主査 はい、そうです。

○鈴木伸洋委員 わかりました、ありがとうございました。
先ほど田口委員がおっしゃったブルーカーボンのお話も、本質的に言うと漁場の有効活用の話だけではなくて、環境にフィットした養殖とか漁業のあり方という新たな側面というものの主張になってくると思うんですけども、そうなってきたときに、類似だとか活用といった漁業権の考え方では当然追いつかなくなってくる話だと思うんですね。それでお聞きしたというのが一つありまして、類似と活用はどういう使い分けをするのかなと思いました。ありがとうございました。

○松浦主査 ありがとうございました。

○鈴木会長 はい、御意見出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。

それでは 協議事項漁業権の一斉切替に関する要望調査について、原案のとおり了承します。

続きまして、報告事項のア シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行について、事務局から説明をお願いします。

○市川主任

事務局の市川です。

シラスウナギ採捕の知事許可漁業への移行についての御説明をさせていただきます。

資料は4になります。1 ページ目を御覧ください。

まず、現行のシラスウナギ採捕の許可についてです。

本県では、水産資源保護のため、静岡県漁業調整規則第36条の体長等の制限により13cm以下のうなぎ、いわゆるシラスウナギの採捕を禁止しております。

しかしながら、養殖用の種苗を確保することも必要であるため、県内需要を充足することを目的に、県が定めた「県内産種苗の取扱方針」及び「県内産うなぎ種苗に関する取扱要領」に基づき、特別にうなぎ種苗の採捕を許可しております。

「県内産種苗の取扱方針」につきましては2、3 ページに、「県内産うなぎ種苗に関する取扱要領」につきましては、4～9 ページに添付しております。今回、こちらについては内容の変更等ございません。

本年度も、12月からシラスウナギの採捕が行われる予定ですが、この方針及び要領に基づき、例年通り、シラスウナギの採捕許可を行う予定です。

続いて、シラスウナギ採捕の知事許可漁業化についてです。

令和2年の漁業法改正に伴い、漁業法第132条に、新たに「特定水産動植物」が規定され、シラスウナギがその対象となりました。これにより、令和5年12月以降、つまり来年の漁期からは、従前の種苗採捕の許可ではシラスウナギの採捕ができなくなることから、漁業の許可に基づく採捕へと移行する必要が生じております。「特定水産動植物」の採捕の

禁止については、10 ページに水産庁の HP で公開しております資料を添付しております。御覧ください。こちらに記載の通り、この特定水産動植物を許可なく採捕した場合、最高三千万円という非常に重い罰則が科されることとなります。

続いて、この漁業の許可化にあたり検討すべき事項についてです。

この漁業の許可へ移行するにあたっては、11 ページに添付しております、『令和 3 年 10 月 8 日付け水産庁長官通知』において、これまでの県内の養鰻業者を優先したシラスウナギの供給や採捕数量の制限といった、現行の種苗採捕許可での制限が適当ではないことが明記されました。そのため、今後、現行の体制から変更を検討すべき事項がいくつか出てきました。

現在、これに対応するべく、シラスウナギ採捕者、流通業者、養鰻業者、ウナギ成魚採捕者といった、養鰻関係者の皆様との協議を行い、許可化に向けた制度設計を進めております。

今後、検討が必要な事項については、大きく 3 つございます。1 ページ目中段部分を御覧ください。

一つ目が出荷先制限です。現行の種苗採捕許可は、県内の養鰻業者の需要の充足が目的であり、県内で採捕されたシラスウナギは、県内の養鰻組合にのみに出荷、販売され、その後、原則として、県内の養鰻業者に限定して供給されています。漁業許可への移行にあたっては、販売先の制限、県内需要に限定した供給の制限を見直す必要がございます。

二つ目が採捕許可数量の制限です。現在は、県内養鰻組合に所属する養鰻業者の池入れ上限である約 1.8t を採捕の上限としています。漁業許可への移行にあたっては、現行の採捕上限は適当でない、という通知が出されているため、現行の採捕上限についても見直す必要がございます。

三つ目が、採捕団体の法人化です。シラスウナギの採捕許可は、現在、県内の採捕団体、こちらは任意団体になりますが、この任意団体に対して許可を行っております。漁業許可への制度移行後は、現在の採捕団体が継続して許可を受けるためには、法人格を取得する必要がございます。そのため、採捕団体には団体の法人化に向けた準備を進めてもらって

います。

今後の主要なスケジュールですが、今年度中に、内水面関係者の方と採捕許可数量を今後どうしていくかといった、資源の保護培養の部分の調整、また、許可化後の採捕から出荷先までの調整を行う予定です。それと並行しまして、許可内容、許可の条件の検討、採捕団体の法人化を令和5年の7月頃までを目処に完了させる予定です。同年8月に海区漁業調整委員会において、また、シラスウナギは内水面域でも採捕されていることから、内水面漁場管理委員会においても、うなぎ稚魚漁業の許可について諮問し、その後、操業区域や許可すべき漁業者の数といった、制限措置の公示をし、許可申請の受付を行います。審査後、許可証を発給し、令和5年12月から、漁業許可に基づくシラスウナギ採捕が開始されます。

漁業許可への移行にあたっては、今後も、海区漁業調整委員会の場におきまして、皆様に御審議いただくこととなります。御協力のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

一つだけよろしいでしょうか。これはもう法律上の手続きということで、今の報告は仕方の無いものだと思いますが、ひとこと意見を言わせてください。

池入れ量を採捕上限としていることを見直すということですが、最終的には許可採捕量が少なくなってくることが予想されます。すなわち日本の養鰻業者は減少していくということのみをみていかなければならないという危険性があるということだけを十分に承知の上で、このような法律に基づいた移行が必要ではないかと思っております。

また、特定水産動植物は、基本的には採捕禁止と法律の中に書いてありますから、当然の妥当性があるかと思いますが、やはり県としては現行の採捕量の上限については、十分

に静岡県の養鰻業者の現状を踏まえて量を決めていただけるようお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○西原委員

法人化についてですけれども、いろいろな問題が考えられます。今は団体に許可されて個人が腕章をもらっているわけです。ただ、腕章をもらっている人の資格審査が果たして適正に行われているかどうかという疑問もあります。許可自体を売買しているという噂もありますし、法人化する場合、会員の決定をある程度公にするとか、順番待ちをちゃんと決めることも必要かと思います。先ほど鈴木先生から量が減るといってお話がありましたが、量が減ると価格が上がる、そうすると本当にけんかになるんですね。そういうことが頻繁に起こる可能性がある。気をつけなければいけない問題があります。法人化にあたっては、県もいろいろと注意していただきたいと思います。

○安間委員

今、西原委員がおっしゃったことと同じで、法人化に向けて指導をしているというお話でしたが、反社会的な団体が関与しているという話も聞くものですから、そこら辺でわかっていることがあれば、御報告願いたいと思います。以上です。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のイ 全国海区漁業調整委員会連合会 令和5年度要望事項ほかについて、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。座って説明させていただきます。

資料5を御覧ください。全国海区漁業調整委員会連合会 令和5年度要望事項ほかについてです。

令和5年度要望活動に向けて、7月に海区委員の皆様を始め県漁連、県内漁協へ要望事項の照会をいたしました。

その結果、いくつか御要望、御提案を頂戴し、慎重に内

容を協議させていただきまして、後ほど御説明する新規 1 題、継続 2 題を当海区の要望事項といたしましたので御報告します。

まず、1 の全漁調連要望活動までのスケジュールを御覧ください。

11 月までに全国 4 ブロック会議（今年度は東日本を除いて対面開催の予定ですが）、こちらで各ブロック内の要望事項をとりまとめ、内容を調整して全漁調連へ提出されます。

その後、各ブロックからの要望事項を、正副会長会議、事務局幹事会、理事会で審議検討され、来年 3 月に総会へ諮る要望の内容が固まります。

5 月の総会で要望書案の議決を経て、6 月に各省庁へ要望活動を実施し、要望書を手交する運びとなります。

今年度の要望活動では鈴木会長に全漁調連会長として要望活動を行っていただきました。会長ありがとうございました。今年度の要望結果と A3 版の要望事項の一覧表を参考資料として添付いたしましたので、後日内容を御確認いただきたく存じます。

なお、Web 参加の委員の皆様にはこの一覧表を後日郵送いたしますので御容赦願います。

次に 1 頁の 2 の令和 5 年度政府要望提案を御覧ください。当海区の要望内容は、2 ページまでの 3 題となります。概略を説明いたします。

提案の 1 点目は、海区漁業調整委員会の委員の資質向上を図る研修制度、訓練プログラムといったものを用意するよう国へ要望するもので、昨年度の新規要望を継続するものです。

2 ページを御覧ください。

2 点目は、漁業法改正後の制度運用について、改正漁業法において資源管理の重要性が唱えられている一方で、漁業の成長対策を国はどのように考えているのか具体化することを要望するものです。こちらも昨年度の新規要望を継続するものです。

3 点目は、TAC 魚種の資源管理を徹底し、正確な漁獲量を把握できるよう流通経路を監視する仕組みを整備するよう要望するものです。

要望項目についての報告は以上です。

次に3ページを御覧ください。福島海区から東日本ブロック会議の中で情報交換したいこととして、漁業と遊漁船業の間にどのような漁業調整上の課題があるか、またその解決に向けた海区委員会の取組み事例があるか照会がございました。そこで、本日お集まりの漁業者委員の皆様には漁業と遊漁船業との課題について御意見等がございましたら頂戴したいと存じます。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

この漁業と遊漁船業の間ということで、伊豆半島の先端部にある、賀茂船主協議会というところは、遊漁船もキンメがメインなんですけれども、遊漁船と漁業者とで、漁場を棲み分けしております。一部漁場が一緒になる所もありますけれども、操業時間を遊漁船がずらしたりですとか、そういう掟の中で何事も無くできております。それに違反した場合は漁船も遊漁船もキンメに関する操業は一か月停止というような決まりがありまして、過去に3隻ほど知らずにやってしまった。それを報告したので罰則を受けた、そういう事例もありました。

○西原委員

南駿河湾では遊漁船と本業の関係はうまくいっておるんですけれども、この頃漁業一本でやっていけなくなって、遊漁船と兼業でという形でやっている人もいて、漁業者なものですから、ルール上のトラブルはありません。私が思うのは、対プレジャーボートの方だと思っております。以上です。

○高田委員

私どもの方は、自分たちの所の遊漁船と漁業者とでは、いろいろと協定を結んで、同じ舞台の上で話ができるようにはしています。今お話があったようにプレジャーボートについては話ができないので、そこら辺が難しいところだと思います。もう一つ、うちは神奈川との県境なので、今までも神奈川船とのトラブルがあったんですが、ここもやはりイカだけが協定を結んであり、それにしたがって商売をしてもらっ

てます。キンメについては一都三県で厳しい自主規制の中、これから TAC という話が出てきている中で、静岡県は小型魚を保護して 28 センチ以下は再放流としていますので、漁業者、遊漁者ともに賛同しているので、神奈川県の遊漁船には、それに従うようにということで調整をしているところです。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。はい、どうぞ。

○安間委員

遊漁船、プレジャーボートもそうですが、最近はサーフィンの関係もいろいろと問題が出てきているものですから、関連して議論していただければと思いますので、ひとこと意見させていただきました。

○田口委員

国が水産基本計画で、海業の推進ということを行っているんですけども、こういうところを国としてはどういうことを考えているのかを、国の方に質問していただければと思います。以上です。

○鈴木会長

他にございませんか。

それでは、特に御意見等がないようですので、このことについて以上とします。

続きまして、報告事項のウ 静岡海区漁業調整委員会規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○市川主任

「静岡海区漁業調整委員会規程の一部改正について」御説明します。

事務局の市川です。座って説明させていただきます。資料を御覧ください。

資料は、1 ページが概要と報告事項、2 ページ目が新旧対照表となっております。3 ページ、4 ページが改正後の規程案で、5 ページ以降は、国が広域漁業調整委員会規程を改正した際の資料を参考に添付しています。それでは 1 頁目の概要から説明させていただきます。

まず、1 概要です。静岡海区漁業調整委員会は漁業法の規定により、定員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととなっています。これまで県内の漁業者委員の皆様を中心に Web 参加を除いて過半数の出席を維持してきたところであります。しかし、新型コロナウイルス感染症が予想を超えて長期化しており、今後も、流行の再拡大により皆様の招集に支障を来すことが懸念されます。そこで、国の広域漁業調整委員会規程を参考に当委員会規程を改正し、Web 参加を正式な会議出席として扱うこととしたいと存じます。

2 報告事項の 1 点目は規程の追加でございます。2 頁の新旧対照表を御覧ください。現行第 2 条のあとに第 2 項として「委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる」を追加いたします。

2 点目は、施行日を令和 4 年 11 月 1 日を予定しております。同日に告示を行う予定です。報告は以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて、まず漁業者委員から御意見、御質問ございますか。

次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のエ 一都三県連合海区漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

それでは、報告事項エ 一都三県連合海区漁業調整委員会について、資料 7 に沿って御説明いたします。座って説明させていただきます。今回は、本県さば漁業（棒受網漁業とさばすくい網漁業）の許可等の取扱いについて、8 月 5 日に行われました一都三県連合海区の報告となります。

まず、1 の経過を御覧ください。1 ポツ目から 3 ポツ目については前回、8 月 4 日の海区の資料と同様です。一番最後のポツには、取扱要領や定数としての許可すべき隻数等を策定、公表するまでのスケジュールをお示ししています。

下線を引いたところが今回の報告に該当する部分です。

2の報告事項を御覧ください。

(1) についてですが、8月4日に行われた静岡海区漁業調整委員会で協議・諮問し、答申をいただいた以下の件について、8月5日の一都三県連合海区で報告・協議し、原案通り了承されました。東京都及び千葉県における各海面の許可等の取扱いについても同様でした。

(2) の出席報告ですが、本県からは鈴木会長、橋ヶ谷副会長、高田委員の3名に御出席いただきました。鈴木会長、橋ヶ谷副会長、高田委員、御出席いただきありがとうございました。以上になります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のオ 令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更（期間繰越）について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、事務局の松浦から御報告します。

【報告の経緯】を御覧ください。くろまぐろ（小型魚）については、県の資源管理方針において、1年を4か月ごと、3期に分けて管理しています。この度、4月から7月までの期間が終了したことから、漁船漁業等及び定置漁業の当該期間の残枠全てを翌期間の8月から11月までの期間に繰越しました。

実際の数値の変更状況は3ページにお示ししたとおりで、2ページにありますように県広報にて公表しており、内容については委員の皆様方にも送付したとおりとなっております。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようですので、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

最後に、事務局から次回開催についてお願いします。

○市川主任

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は12月5日(月)午後2時からの開催を予定しております。

主な議題としましては、諮問事項 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし)の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、等を予定しております。よろしく申し上げます。

○鈴木会長

次回については、12月5日(月)午後2時からということですので、よろしく申し上げます。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期12回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

(終了 16:45)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和4年10月13日

議長

鈴木 精



議事録署名人

内山 希人



議事録署名人

安間 栄雄



THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

